

医療費控除について

1月から12月までの1年間に本人または家族が支払った医療費が10万円を超える方は確定申告をすれば税金が戻ってきます。

医療費控除の対象となる金額は次の式で計算した金額(最高200万円)です。

$$\text{医療費控除額} = \text{実際に支払った医療費の合計額} - \text{以下の金額} - 10\text{万円}$$

保険金などで補てんされる金額

(例)生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金など

※所得が200万円以下の場合には所得金額の5%

<医療費の控除の対象となる医療費の一例>

- ・ 医師または歯科医師による診療または治療費(不妊治療も保健適用分)
- ・ 治療または療養に必要な医薬品の購入費(薬局で購入した風邪薬や医療薬も治療目的であれば可能)
- ・ 入院や通院時の交通費(タクシーは領収書、電車やバスは家計簿などに記入しておく)
- ・ 入院中の食事代
- ・ あんま、マッサージ、指圧師、鍼灸師などによる施術費
- ・ 医療用用具の購入費、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯などの購入のための費用
- ・ おむつ代、ストーマ装具代(医師の使用証明書が必要。用紙は市町村役場に)
- ・ 介護保険による介護サービスの費用(訪問介護・通所介護だけの利用の場合は控除適用外)など

<手続き方法>

申込用紙、給料の源泉徴収票、印鑑、医療費の領収書などを持って、翌年の3月15日までに税務署で手続きをします。

※5年前まで遡って申告できます。

<対象とならないもの>

- ・ お産の費用
- ・ 医師等に対する謝礼
- ・ 健康診断や美容整形の費用
- ・ 疾病予防や健康増進のための医薬品や健康食品の購入費
- ・ 近視、遠視、乱視などの矯正用メガネ、コンタクトレンズの購入費
- ・ 入院中の身のまわりの購入代金